

9. 大学院授業科目の受講について

学士特定課題研究の履修を許可された学生等は、400番台の授業科目を10単位を上限として履修することができます。ただし、学士課程の単位とはなりません。大学院に入学後、その授業科目が開講される際に、改めて履修申告を行い、所定の書式を教務課又は学務課に提出した場合に、大学院課程の単位となります。

(注意)

- ・ 学士課程において所属する系において、上限を10単位未満とする場合があります。
- ・ 学士課程で受講した授業科目が、大学院入学後に休講、科目廃止により開講されない場合は、大学院課程の単位として認められません。なお、科目名称変更の場合は、認められる可能性もありますので、教務課又は学務課に確認してください。

東京工業大学学士課程の学生が大学院授業科目を履修する場合の取扱い

第1条 この取扱いは、東京工業大学（以下「本学」という。）の学士課程の学生が大学院授業科目の履修を希望する場合の取扱いについて定めるものとする。

第2条 履修を願い出ることができる者は、学士特定課題研究を許可された学生又は本学の大学院への入学が内定している学生で、所属する系の系主任が推薦する者とする。

第3条 前条に定める学生は、学士課程の在学中に、文系教養科目、キャリア科目及び講究科目を除く科目コード400番台の授業科目を、所属する系の系主任、指導教員及び授業担当教員の許可を受けた上で、合計10単位を上限として履修できるものとする。

第4条 当該授業科目の学修の評価により合格した場合であっても、学士課程の単位としては認めない。ただし、大学院に入学し、当該授業科目が開講される際に改めて履修申告を行うとともに所定の書式を提出した場合には、大学院課程の単位として認めることができるものとする。

附 則

- 1 この取扱いは、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日に本学に在学する者（平成28年4月1日以降に、理学部、工学部及び生命理工学部に再入学、転入学及び編入学する者を含む。）に対する改正後の東京工業大学学士課程の学生が大学院授業科目を履修する場合の取扱いの規定の適用については、第2条中「学士特定課題研究」とあるのは「学士論文研究」と、第2条及び第3条中「所属する系の系主任」とあるのは「所属する学科の学科長」と、それぞれ読み替えるものとする。